

議案第 57 号

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 8 月 28 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

亀山市地区コミュニティセンター条例（平成17年亀山市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条の表神辺地区コミュニティセンターの項中「亀山市太岡寺町1296番地14」を「亀山市太岡寺町1259番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。